

○岡山市立図書館福武基金条例

昭和51年3月23日

市条例第32号

(設置の目的)

第1条 図書館資料の充実に要する費用の財源を確保するため、岡山市立図書館福武基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 株式会社福武書店の寄附金
- (2) 基金の運用により生ずる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他もつとも確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、毎会計年度の当該会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、図書館資料の整備に要する費用にあてるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。